

支援事業・制度の概要

分野	①産業振興 ②交通・通信 ③観光・交流 ④環境 ⑤保険・医療・福祉 ⑥安全・安心 ⑦教育・人材育成 ⑧学術・文化・スポーツ ⑨まちづくり ⑩その他
活用する場面	VI「地域づくりの事業や活動について資金助成を受けたい」場面
事業・制度の名称	新ふるさとづくり総合支援事業
趣旨	分権型社会を基礎自治体として担う市町等が、自らの創意工夫により地域課題を解決できるよう、地域の一体的かつ自立的発展に向けて取り組む事業及び、県と市町が連携して推進する事業等に要する経費の一部を助成します。
実施主体	①地域づくり推進事業・・・市町、NPO法人、地域づくり団体、 実行委員会、協議会等 (1)地域バスシステム支援事業・・・市町、NPO法人、地域づくり団体、 実行委員会、協議会等 (2)移住体験住宅整備支援事業・・・市町 (3)えひめ夢提案総合支援事業・・・NPO法人、地域づくり団体、 実行委員会、協議会等
支援対象事業	①地域づくり推進事業・・・市町や民間団体等が自らの創意工夫による地域の一体的発展に向けて取り組む事業、地方局の提案により実施する事業又は県と市町が連携して推進する事業<ソフト事業・ハード事業> (1)地域バスシステム支援事業・・・市町や民間団体等が地域の交通体系の再編やコミュニティ交通の確保に取り組む事業<ソフト事業・ハード事業> (2)移住体験住宅整備支援事業・・・市町が老朽化した公営住宅や民間住宅を改装して、「移住体験住宅」の整備を行う事業<ソフト事業・ハード事業> (3)えひめ夢提案総合支援事業・・・民間団体等が夢特区計画に基づき、自らの創意工夫により地域活性化に向けて取り組む事業<ソフト事業・ハード事業>
採択要件、補助要件	ソフト事業を基本とし、ハード事業はソフト事業の実施に当たり必要不可欠なもののみ対象。 また、補助対象外となる事業は、以下のとおり。 ・ 国、県その他の団体による補助制度の対象となる事業 ・ 市町の内部管理に属する事業、庁舎等公用施設の整備及び維持管理等の事業 ・ 従来から定期的に実施されている事業 ・ 道路、港湾等のインフラ整備事業 等
補助率、補助限度額等	補助率は総事業費の1/2以内とし、補助限度額は次のとおり。 ①地域づくり推進事業(市町)3,000千円(民間)1,000千円 (1)地域バスシステム支援事業(市町、民間)5,000千円 (2)移住体験住宅整備事業(市町)3,000千円 (3)えひめ夢提案総合支援事業(民間)1,000千円
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	地方局が市町を通じて随時募集
最近の実績	平成24年度実績 東予地方局20件、中予地方局16件、南予地方局21件
県の担当窓口	東予地方局 地域政策課 TEL:0897-56-0710 FAX:0897-56-1308 // 今治支局 総務県民室 TEL:0898-32-3732 FAX:0898-24-1586 中予地方局 地域政策課 TEL:089-909-8751 FAX:089-921-2601 南予地方局 地域政策課 TEL:0895-25-3724 FAX:0895-25-3724 // 八幡浜支局 総務県民室 TEL:0894-24-5288 FAX:0894-24-6271
関係省庁、団体等	
関係URL	東予地方局 http://www.pref.ehime.jp/touyo/furusato/furusato.htm 中予地方局 http://www.pref.ehime.jp/chu52147/hurusato/hurusato.html 南予地方局 http://www.pref.ehime.jp/nanyo/furusato.html